

高額療養費（外来年間合算）について

◆支給対象者

後期高齢者医療制度被保険者で、基準日時点（7月31日）で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が一割の方。（住民税非課税世帯を除く。）

◆対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの一年間。（今回は平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）

◆支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、14万4,000円を超える場合、超えた分を支給します。

◆支給申請

- ・これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方（高額療養費の口座を登録している方）は登録口座に支給しますので申請は不要です。
- ・これまでに高額療養費を支給されたことのない方（高額療養費の口座を登録していない方）には12月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合より申請のお知らせを送付します。
- ・お知らせが届いた方は、市町村の窓口申請してください。

なお、対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方の場合、支給対象となっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象期間内の外来に係る自己負担額の合計が14万4,000円を超えた方はお問い合わせください。

●申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・高額療養費（外来年間合算）の支給申請について（お知らせ）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは、個人番号カード）
- ・本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）
- ・印鑑（認印）
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※ 高額療養費の支給を受けたことのある方（高額療養費の口座を登録している方）の申請は不要です。

※ 被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※ 被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※ 被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類等が必要です。

※ 対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

《問合せ先》 東通村税務住民課国保G(☎27-2111)、青森県後期高齢者医療広域連合(☎017-721-3821)